

広島県告示第六百三十九号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和三年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 名 称 | 所 在 地 | 効力を有する期限 | 備 考 |
|-----------------------|------------------|-----------|-----|
| 五日市記念病院 | 広島市佐伯区倉重一丁目九五番地 | 令和六年六月三〇日 | 更新 |
| 医療法人静悠会 コム・クリニック佐藤 | 福山市引野町二丁目二〇番一七号 | 令和六年六月三〇日 | 更新 |
| 中村整形外科 | 福山市南蔵王町二丁目四番一一号 | 令和六年六月三〇日 | 更新 |
| 医療法人信英会 島谷病院 | 福山市新涯町二丁目五番八号 | 令和六年六月三〇日 | 更新 |
| 医療法人財団竹政会 福山循環器病院 | 福山市緑町二番三九号 | 令和六年六月三〇日 | 更新 |
| 医療法人社団玄同会 小島病院 | 福山市駅家町大字上山守二〇三番地 | 令和六年六月三〇日 | 更新 |